

後期高齢者医療制度 地区説明会を開催します

来年4月から始まる後期高齢者医療制度についての、説明会を開催します。当日直接会場にお越しください。

開催日程

期日	時間（予定）	会場	定員（人）
11月11日(日)	午前10時～11時30分	高階公民館	80
	午後 2時～ 3時30分	霞ヶ関公民館	120
11月18日(日)	午前10時～11時30分	クラッセ川越多目的ホール	200
	午後 2時～ 3時30分	伊勢原公民館	100
11月25日(日)	午前10時～11時30分	古谷公民館	80
	午後 2時～ 3時30分	南古谷公民館	80
12月 2日(日)	午前10時～11時30分	芳野公民館	30
	午後 2時～ 3時30分	中央図書館 視聴覚ホール	100
12月 9日(日)	午前10時～11時30分	福原公民館	80
	午後 2時～ 3時30分	大東公民館	50
12月16日(日)	午前10時～11時30分	名細公民館	50
	午後 2時～ 3時30分	山田公民館	40

対象

- ①後期高齢者医療の対象者（75歳以上および一定の障害のある65歳以上の方。現在の老人保健受給者は全員該当します）とその家族
- ②後期高齢者医療制度に関心のある方

問い合わせ…医療助成課老人医療担当・TEL内線3834

全国物価統計調査に ご協力ください

総務省統計局では、十一月に「全国物価統計調査」を実施します。この調査は、物価対策や各種行政施策を立案する際の資料を得ることを目的として行われる、国の重要な統計調査です。

対象の店舗へは、十一月上旬から下旬にかけて県知事任命の調査員がお伺いし、主な商品の販売価格などについて調査票の記入をお願いします（一部の店舗は、市職員が調査します）。

なお、調査事項は統計作成のみに使用され、他の目的に使用されることはありません。調査員が伺いましたら、ご協力をお願いします。

介護保険に関する 調査にご協力ください

問い合わせ…情報統計課統計担当・TEL内線2264

年末調整や確定申告 の際は、国民年金保 険料を忘れずに

平成十九年中に納めた国民

な「高齢者保健福祉計画・川越市介護保険事業計画」策定の参考にします。ご協力をお願いします。

発送日：10月25日(木)
締め切り日：11月9日(金)

問い合わせ…介護保険課計画担当・TEL内線2563

年末調整説明会を 開催します

川越税務署では、平成十九年分の年末調整説明会を、次の日程で開催します。

正しい年末調整を行うため、給与などの支払者は参加してください。

日時：11月19日(月)、午後2時～4時

会場：市民会館

*駐車場が狭いため、来場にはなるべく電車・バスなどをご利用ください。

問い合わせ…川越税務署・TEL 235-9420

年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。年末調整や確定申告の際は忘れずに申告しましょう。さかのぼって納めたり、家族のために納めたりした保険料も対象となります。

詳しくは、川越社会保険事務所へお尋ねください。

■証明書が必要です！

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、納付した保険料を証明する書類の添付が義務付けられました。納付した保険料を証明するためには、領収書または社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が必要です。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書は、社会保険庁が発行します。十月一日までに納付した方は、十一月初旬に送付されます。それ以後に納付した方は、来年二月に送付されます。

年末調整や確定申告の手続きの際は、必ず控除証明書や領収書を添付してください。

問い合わせ…市民課国民年金担当・TEL内線2465

老齢基礎年金と 障害基礎年金に ついてお知らせします

老齢基礎年金を請求するに は？

国民年金に加入していた方が、六十五歳になったときに請求して受ける年金を、老齢基礎年金といいます。

老齢基礎年金を受給するためには、次の期間の合計が最低二十五年間必要です。

①国民年金保険料を納めた期間

②国民年金保険料の全額免除や一部免除・学生納付特例・若年者納付猶予を受けた期間

③第三号被保険者期間

④厚生年金・共済年金の加入期間

⑤国民年金の任意対象期間のうち、任意加入しなかった期間

⑥厚生年金の脱退手当金を受けた期間

受給の繰り上げと繰り下げ

老齢基礎年金の受給開始は、原則として六十五歳からです。繰り上げ受給を希望すると、六十歳から六十五歳ま

での間に、請求時の年（月）齢に応じて減額された年金を受けることができます。

繰り下げ受給を希望する場合は、六十六歳以降に請求時の年（月）齢に応じて増額した年金を受けることができます。

繰り上げ請求をした場合は老齢基礎年金を選択したことになり、障害基礎年金・寡婦年金の請求資格がなくなりません。繰り上げ請求・繰り下げ請求共に、一度決まった年金額は生涯変わりません。請求の際は、ご留意ください。

年金額

すべての加入可能年数（四十年間）を納めて六十五歳から受給すると、平成十九年度の額で七十九万二千百円です。

請求する場所はどこですか？

国民年金の「第一号被保険者期間」のみの方は、市民課（本庁舎一階）・出張所・連絡所で請求してください。

厚生年金・共済年金加入期間または、国民年金の「第三号被保険者期間」がある方は、川越社会保険事務所で請求してください。

障害基礎年金をご存じですか？

障害基礎年金は、国民年金に加入している間に病気やけがで障害者になったとき、一定の保険料納付要件を満たしている場合に支給されます。

保険料納付要件

①障害のもととなった病気やけがで初めて医療機関を受診した日（初診日）の前日において、初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料の納付済み期間と免除期間とを合算した期間が三分の二以上あること

②初診日が平成二十八年三月三十一日以前の場合は①の要件を満たさなくても、初診日の前々月までの一年間に保険料の未納がないこと

障害の認定

裁定請求書に添付する診断書などを基に、障害となった病気などの初診日から一年六か月経過した日、または、その前に症状が固定した場合はその日（障害認定日）に、障害の程度が国民年金法障害等級表の一級または二級に該当する状態にある場合に認定されます。

二十歳前の障害

二十歳前に初診日がある場合は、二十歳になったとき（障害認定日が二十歳以降となったときは、その障害認定日）に障害の程度が国民年金法障害等級表の一級または二級に該当すれば、障害基礎年金が支給されます。ただし、年金を受ける本人に一定の額以上の所得があるときは、年金の一部または、全額が支給停止になります。

事後重症の年金

障害認定日に障害の程度が国民年金法障害等級表の一級または二級に該当しなかったため、障害年金を受けられなかった方が、その後六十五歳に達する日の前日までに二級以上に該当したときは、請求を行った翌月分から支給されます。ただし、事後重症による障害基礎年金は、六十五歳に達する前に請求しないと受給することができません。

年金額：一級Ⅱ九十九万百円

▼二級Ⅱ七十九万二千百円

問い合わせ：市民課国民年金担当・TEL内線2465



10月4日、的場たぬき山公園という名前に引かれ、立ち寄りました。西側の一角に小高い山があり、頂上にタヌキの像がありました。「じゃんけん、ぽん」と、元気のいい声。子どもたちが鬼ごっこをしようとじゃんけんをしていました。近くに住んでいて、いつもこの公園で遊んでいるそうです。鬼が決まったとたん、あっという間に坂道を駆け下りていきました。



シリーズ 263

【的場1丁目】